

下松市告示第174号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和4年11月8日

下松市長 國井益雄

1 プロポーザルの概要

- (1) 名称 下松市立中学校給食センター調理等業務公募型プロポーザル
- (2) 概要 「下松市立中学校給食センター調理等業務公募型プロポーザル実施要項」による。

2 参加資格

応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 次のいずれにも該当し、かつ、法人格を有する者であること。
 - (ア) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることに鑑み、生徒のために安全・安心な学校給食の調理等業務を円滑に実施できる者であること。
 - (イ) 安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加資格を制限されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けたときは、この限りでない。
- (4) 公告の日から優先交渉権者選定の日までの間のいずれの日においても、市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 令和2年1月1日から優先交渉権者選定の日までの間のいずれの日においても、国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 仕様書等において示す実施体制を整備することができる者であること。
- (7) 1日概ね1,500食以上の学校給食調理施設での受託実績を3年以上有する

者であること。

- (8) 市との連絡及び調整が迅速に行えるよう、山口県又は広島県若しくは福岡県に本社、支社又は事業所のいずれかを有している者であること。
- (9) 令和元年1月1日から優先交渉権者選定の日までの間のいずれの日においても、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の停止の処分を受ける等食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する事項について、書面等により適正な食品衛生対応の確認ができるときを除く。
- (10) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でないこと。
- (11) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 主催者及び事務局

- (1) 主催者 下松市
- (2) 事務局

〒744-0074 下松市潮音町二丁目16番38号
下松市教育委員会 学校給食課（中学校給食センター）
電 話 （0833）43-7705
F A X （0833）43-7709
E-Mail : kyuushoku@city.kudamatsu.lg.jp

4 参加表明書及び提出書類の提出

- (1) 交付方法 下松市教育委員会 学校給食課（中学校給食センター）窓口にて交付。
また、市のホームページからも申請書類等をダウンロード可。
(<http://www.city.kudamatsu.lg.jp/>)
- (2) 提出期限 令和4年12月5日（月） 午後5時（必着）
- (3) 提出先 下松市教育委員会 学校給食課（中学校給食センター）
〒744-0074 山口県下松市潮音町二丁目16番38号
- (4) 提出方法 提出先へ直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は不可。

5 審査

プロポーザルに係る審査は、「下松市立学校給食センター調理等業務公募型プロポーザル審査委員会」が行い、当該委員会で定めた審査基準に基づき、第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行い、優先交渉権者を決定する。

6 通知

参加表明書を提出した者に第一次審査の結果を、応募事業者全員に優先交渉権者の選定結果を書面で通知する。

7 その他必要な事項

その他、必要事項については、「下松市立中学校給食センター調理等業務公募型プロポーザル実施要項」を参照。